

# 被爆二世健康診断事務について

## 1 制度の目的

「被爆二世健康診断調査事業実施要綱」に基づき、原子爆弾被爆者二世の健康管理の一環として、健康診断受診希望者に対して、下記の健康診断を医療機関に委託して行う。

## 2 二世健康診断の実施方法

① 実施期間	令和5年7月～令和5年12月末まで
② 検査項目	<p><b>【一般検査】</b></p> <p>アイ 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査 イウ CRP定量検査 エ 血球数計算 オ 血色素検査 カ 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血) キ 血圧測定 ク AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による肝臓機能検査 ケ ヘモグロビンA1c検査 ケ 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査</p> <p><b>【精密検査】</b></p> <p>アイ 骨髄造血像検査等の血液の検査 イウ 肝臓機能検査等の内臓の検査 エ 関節機能検査等の運動器の検査 オ 眼底検査等の視器の検査 カ 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査 力 その他必要な検査</p> <p>※ <u>一般検査のキ、クの及び精密検査は、医師が必要と認めた場合に、一般検査の ケは受診者の希望があった場合に実施。(希望の有無は健康診断の予約受付の 際に確認してください。)</u></p> <p>精密検査を実施する場合は、健康診断個人票(精密検査用)を送付しますので、 御連絡ください。</p>
③ 受診時に 必要な書類	受診の際は、二世の方が下記の書類をお持ちいただくことになります。 <u>二世の方であるか、これらの書類で確認後、実施ください。</u>  ア 県からの受診決定通知 イ 問診票……2枚複写 ウ 健康診断個人票(一般検査用)……3枚複写
④ 請求に必要 な書類	請求の際は、下記の4つの書類を提出ください。  ア 問診票 (2枚複写すべて) イ 健康診断個人票(3枚複写のうち1枚目と3枚目) ・ 健康診断個人票(一般検査用) ・ 健康診断個人票(精密検査用) ←該当者のみ ウ 原爆被爆者二世健康診断実施報告書 エ 請求書 <p><b>【注意事項】</b></p> <p>・ア、イは、複写になっていますので、記載のとき御注意ください。 ・ウ、エは、ホームページからダウンロードしてご利用ください。</p>

<p><b>⑤ 請求金額の算定</b></p>	<p>(1), (2)のいずれか低い額(受診者全員の総額で対比)で請求する。</p> <p>(1) 1人当たり基準額で請求する場合 基準額 9,260円 × 検査人数 〔多発性骨髄腫検査実施の場合は基準額 1,628円×検査人数を加算する。〕</p> <p>(2) 検査実費で請求する場合(次のいずれか) ・各医療機関において定めている検査料</p> <p>・保険診療点数 × 10円 × 1.1(消費税) *1円未満は切り捨てる</p> <p><b>【1人当たりの基準額】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           ・一般検査            ア 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査            イ CRP定量検査            ウ 血球数計算            エ 血色素検査            オ 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血)            カ 血圧測定            キ AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による肝臓機能検査            ク ヘモグロビンA1c検査            ケ 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査              ・医師が必要と認めた精密検査         </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top; text-align: center;"> <b>9,260円</b>  <small>多発性骨髄腫検査実施の場合は、1,628円を加算。</small> </td></tr> </table>	・一般検査 ア 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査 イ CRP定量検査 ウ 血球数計算 エ 血色素検査 オ 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血) カ 血圧測定 キ AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による肝臓機能検査 ク ヘモグロビンA1c検査 ケ 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査  ・医師が必要と認めた精密検査	<b>9,260円</b> <small>多発性骨髄腫検査実施の場合は、1,628円を加算。</small>
・一般検査 ア 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査 イ CRP定量検査 ウ 血球数計算 エ 血色素検査 オ 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血) カ 血圧測定 キ AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による肝臓機能検査 ク ヘモグロビンA1c検査 ケ 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査  ・医師が必要と認めた精密検査	<b>9,260円</b> <small>多発性骨髄腫検査実施の場合は、1,628円を加算。</small>		
<p><b>⑥ 請求について</b></p>	<p>請求は、実施分をとりまとめ、「④請求に必要な書類」を揃えて、請求してください。  <b>【提出期限】</b>  <u>令和6年1月19日(金)</u></p> <p><b>【提出・問合せ先】</b>  <u>〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号</u>            鹿児島県くらし保健福祉部 健康増進課 疾病対策係            Tel 099-286-2714 Fax 099-286-5556</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">           指宿医師会、いちき串木野市医師会、川内市医師会の会員の方は、令和6年1月12日(金)までに、各医師会へ提出してください。         </div>		
<p><b>⑦ 受診結果の通知</b></p>	<p>健康診断個人票の2枚目を受診者へ渡してください。            健康診断個人票及び問診票は、県健康増進課を経由して、厚生労働省へ提出します。</p>		
<p><b>⑧ 受診後の書類の保管及び活用</b></p>	<p>受診後、5年間は以下の書類を必ず保管し、健康指導等に活用ください。            健康診断個人票(一般検査用)及び(精密検査用)の写し</p>		